

●住所を変更した方

転入	松田町に転入し、令和4年3月21日までに転入届を出した方	松田町の投票所で投票
転居	令和4年6月7日までに転居の届け出をした方	転居後の住所地にある投票所で投票
	令和4年6月8日以降に転居の届け出をした方	転居前の住所地にある投票所で投票
転出	町外に転出し、転出先の市区町村に令和4年3月21日までに転入届を出した方	転出先の市区町村の投票所で投票
	松田町に3カ月以上住民登録があった方で、令和4年2月21日から令和4年6月20日までに町外に転出し、令和4年3月21日までに転出先の市区町村に転入届を出していない方	松田町の投票所で投票

●不在者投票

不在者投票は、選挙当日に投票できない方で期日前

投票を利用できない方が主な対象となり、次のような事例が主に該当します。

① 滞在先(町外)の選挙管理委員会にて投票

松田町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の交付を受けた後に、滞在先の選挙管理委員会へ持参し、投票してください。

なお、投票した投票用紙は滞在地から町選挙管理委員会に郵送されます。7月10日(日)午後8時までに必着ですので、手続きは早めにお願います。

② 病院などで投票

神奈川県選挙管理委員会が指定した病院などに、入院または入所中の方が対象となります。入院または入所先の病院などで投票の申請をして、不在者投票を利用してください。

③ 郵便などで投票

身体に重度の障がいがある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方のみ)または介護保険法の区分が「要介護度5」の方は、選挙管理委員会から

「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などで不在者投票ができます。交付まで時間がかかる場合がありますので、お急ぎください。また、すでに交付を受けている方で、郵便などによる不在者投票を希望する方は、請求期限である7月6日(水)までに投票用紙を請求してください。



●投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

投票所では、有権者の皆さまが安心して投票できるよう、次のとおり感染・まん延防止対策に取り組んでいます。選挙を実施します。

●投票所での対策

○投票所にアルコール消毒液を設置します。

○投票管理者・立会人、投票所職員はマスクを着用し、アクリル板やビニ-

ルシートにより飛沫防止対策を行います。

○定期的に換気し、記載台や鉛筆など会場内を消毒します。

●皆さまへのお願い

○マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗い・消毒にご協力ください。

○発熱など体調の悪い方は、係員にご相談ください。

○周りの方との距離を保つようお願いします。

●新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などなされている方へ

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをされている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。詳細は、次の二次元コードから町公式サイトをご覧ください。町選管委員会へお問い合わせください。



詳細はこちら